

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめるようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

→医療・介護・福祉など社会保障施策を推進します。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

→事業の継続性が必要と判断されるものにつきましては、国に対し要望を行ってまいります。また、市町村の独自施策としての継続は、近隣市町村の動向などを参考とし、検討してまいります。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

→包括的な条例を定める予定はありません。しかし、税負担の公平性を確保すること、税等徴収に対する市民の信頼を確保するため、個々の奨励金の条例や許可申請規制、資金融資要綱の中で、「滞納がないこと。」として、行政サービスの制限をしています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

→平成15年4月から豊川市介護保険料の減免に関する要綱第2条第1項に従い執行しており、平成21年度からは、さらに拡充しております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

→国の低所得者対策に沿って実施しております。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

→厚労省通知に従って事業所への指導をしております。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

→第4期介護保険事業計画に沿って整備してまいります。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

→保険者として提供可能な研修機会の充実を図ります。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

→配食サービスは、週5回昼食を実施しております。助成額の引き上げ、自己負担額の引き下げ、会食方式は考えておりません。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

→高齢者の安否確認としては、市内5箇所の地域包括支援センターと民生委員等による見守りを実施しております。また、高齢者の生活支援としては、介護保険特別会計でホームヘルパー派遣事業を実施しております。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

→御津、音羽地区で、地域巡回バスを運行していますが、市全体での公共交通体系の整備については検討中です。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

→市ではふれあいサロン等の立ち上げを支援しており、また、介護予防事業として、たまり場・ちから塾など各種講座を実施しております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

→市営住宅の新築、建替え時にバリアフリー化を建築担当課に要望していきます。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

→すべての要介護認定者を対象とすることは困難と考えております。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

→要介護1以上の方に、申請書を個別に送付しております。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

⇒本市における高齢者医療の助成事業は、後期高齢者福祉医療制度と福祉給付金制度があります。一人暮らしでかつ住民税が非課税である高齢者を助成する福祉給付金については、既に愛知県では平成20年3月末(経過措置により同年7月末までは補助対象)で廃止されておりますが、本市では対象者を縮小することなく現在も継続して実施しております。なお、後期高齢者医療対象者及び非課税世帯の医療費負担を無料にすることは考えておりません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

⇒後期高齢者医療制度の保険者は、愛知県後期高齢者医療広域連合であり事業全般の運営を行っているところです。従いまして、保険料の滞納者による短期証及び資格証につきましても、「愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証の交付等による要綱」にて交付するものであり、本市が単独で交付することはありません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

⇒本市の障害者医療費支給条例では、従来、老人保健法に伴う受給資格者は、福祉給付金制度による助成を受けられる対象者として適用除外としていました。これを受け、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度による被保険者についても、後期高齢者福祉医療制度により助成を受けられることから同様に適用除外としているものです。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

⇒本市では、平成20年4月から子ども医療費の無料化を通院は小学校3年生(現物支給)、入院は中学校3年生(小学校4年生から償還払)まで実施しました。本年度は、通院の無料化を拡大し、小学校6年生(現物支給)まで実施しております。今後につきましては、市長のマニフェスト工程計画により、平成23年度には、中学校3年生まで実施する予定です。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

⇒妊産婦の健康診査については、平成21年度から産前14回分を公費負担としています。産後健診の公費負担はおこなっておりません。また、里帰り出産等の県外での健康診査及び助産院での健康診査についても償還払いによる公費負担としております。今後の拡充については、近隣市町の実施状況を参考にしながら検討をしていきます。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

⇒認定基準について、本市では生活保護基準の1.23倍以下の世帯以下の世帯までと定めています。

申請の受付で新規の場合は、「申請理由の確認」や「書類チェック」のために市教育委員会の窓口で、また、年度更新の申請は学校で行っております。しかし、家庭の事情等でやむを得ない場合は、学校や教育委員会、支所の窓口で受付けるなど、様々な対応を行っています。

なお、本市では、申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

⇒学校給食法第11条第2項の規定に基づき、食材料費は児童生徒の保護者が負担することとなっておりますので、本市としては、無料にすることは考えておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

⇒国民健康保険制度の広域化に当たっては、市町村の負担が増えないように要望してまいりたいと考えます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

⇒一般会計からの繰り入れは、一般会計と国保会計の財政状況を判断し行っています。保険料については、当該年度に必要とする医療費の総額から、国・県・市の負担等となる金額を控除し、残った金額を被保険者に賦課しています。なお、減免制度については、低所得者等に対して市独自の減免措置を設けております。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

⇒子どもに対しても応益割である均等割の対象としています。なお、この減免措置は考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

⇒世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下で、市民税非課税世帯及び世帯主等の前年総所得金額が125万円以下の場合に減免を行っています。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

⇒世帯主等の前年所得の合計額が300万円未満で、当該年の所得が3割以上減少した場合を対象としています。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

⇒保険料の滞納は国民健康保険制度の維持、存続に重大な影響を及ぼしますので、今後とも適正に対応する必要があるものと考えますが、公費負担医療を受給などの要件に該当する場合には、資格証明書交付の対象外としています。なお、義務教育終了前の子どもについては、全て保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

⇒滞納者への給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

⇒滞納額の3分の2以上を納付した場合には、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

⇒8月と2月の最終土・日曜日に納付相談日を設け、平日に時間の取れない納付義務者と面談を行うなど、保険料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努めています。また、市で無保険者の調査は困難と考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

⇒当該世帯の実収月額が基準生活費の115%を超え130%以下の場合に減額し、115%以下の場合に免除する規定を設けています。周知については市のホームページに掲載しており、相談があれば応じていきます。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

→事業の継続性が必要と判断されるものにつきましては、国に対し要望を行ってまいります。また、市の独自施策としては、近隣市町村の動向などを参考とし、検討してまいります。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

→利用料は、障害者自立支援法で定める月額負担上限額を設定しています。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

→利用者負担は、障害者自立支援法で定める世帯範囲を設定しています。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

→利用の増加に伴い予算額は増加しております。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

→障害者自立支援法により、施設利用者について、減免措置が講じられております。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

→障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう努めます。また、利用は介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう努めます。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

→市障害福祉計画との整合性及び事業の必要性を考慮し、整備してまいります。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

→特定健診の集団健診では、負担金は無料となっています。また、がん検診では、負担金はありますが、市民税非課税世帯については減免措置があります。歯周疾患検診については、30・40・70歳の負担金は無料となっています。

また、実施期間については、集団健診は、実施時期を分散することにより、受診の機会を増やしています。個別で行う検診についても5月から2月までと、より通年に近い形で実施しています。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

→住民健診において、無料で実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

→現在、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用を公費助成する考えはありません。国などの動きを注視していきます。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

→国などの動きを注視し、必要があれば、豊川市として要望を上げていきます。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給

してください。

⇒生活保護申請の意思のある方には、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めています。保護が必要な方には申請手続きの援助指導を行うことにより、速やかに申請を受け付け、生活保護費の速やかな支給に努めています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

⇒生活保護世帯数の増加に伴い、法律に基づいた現業員の定数配置を行っており、現業員は就労支援を行うとともに生活指導も行っていますが、今後、専門職(専任)を検討中です。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、支給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。